

重度心身障害者医療費助成制度

精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方が 65 歳を迎える時には、下記の後期高齢医療制度に早期移行する選択権を行使すべきか否か、検討することが重要と思われます。平成 31 年 1 月 1 日より所得制限が導入されます。

《蓮田市ホームページより引用》

医療保険が適用される医療費のうち、その保険適用後の一部負担金（自己負担額）を助成します。

●受給対象者

身体障害者手帳 1・2・3 級および 4 級 1 種（視覚障害、内部障害に限る）をお持ちの方

療育手帳（みどりの手帳）○A・A・Bをお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方（ただし、精神病床への入院費用は助成対象外）

65 歳以上の方で埼玉県後期高齢者医療広域連合の下記に定める障害等級の認定を受けた方

75 歳以上の方で下記の障害程度の状態である旨の市長の認定を受けた方

精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方

身体障害者手帳 4 級の方…音声・言語機能の著しい障害、肢体不自由（下肢）の一部

平成 27 年 1 月 1 日以降、上記 1.～5. に該当する等級の手帳を初めて取得したときの年齢が 65 歳以上の場合は対象外となります。

既に受給している方については、年齢に関わらず引き続き対象となります。

《ポプリ通信 2017 年 12 月号参照》

●現制度では、75 歳までは国民健康保険に加入することになっています。ところが、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方が 65 歳を迎えると、後期高齢医療制度に早期移行（埼玉県後期高齢者医療広域連合）する選択権が発生します。早期移行すると、ここがミソですが、申請すれば蓮田市重度心身障害者医療費助成制度が適用されるようになり、すべての医療機関で診察を受けた際に支払う医療費の自己負担分が助成されます。精神自立支援の自己負担分も同じです。助成方法は、蓮田市内の医療機関ごと、入院・外来別で、1 カ月の保険診療分について窓口での支払いが不要（無料）～！！となります（市外受診は還付方式）。ここで、健康保険制度は支払保険料、税制や所得、世帯などにわたって非常に複雑になり、一概にはそれが本人にとって得になるのかどうか分かりません。

《<http://rekoukikourei.suffas.com/> 参照》

●後期高齢者医療制度の対象者（被保険者）は 65 歳以上～74 歳以下で精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級にあると広域連合（都道府県）の認定を受けた方ですが、後期高齢者医療制度へ移行した場合、保険料を自身で支払わなければならないので、75 歳までは本人の選択に基づいて後期高齢者医療制度ではなく、今まで通り家族の被扶養者扱いになることができます。

〈後期高齢者医療制度に加入する方が有利になる場合〉

○後期高齢者医療制度に加入することにより、支払う医療費が総医療費の 1 割となる場合。（ただし、後期高齢者医療制度に加入しても、医療費の自己負担割合が 3 割になる場合があります。）

○現在加入中の国民健康保険、被用者保険の保険料額よりも、後期高齢者医療制度の保険料額が安い場合。

「後期高齢者医療制度に加入した場合と加入しなかった場合のどちらの方がその人に有利になるかについては、その人の所得・世帯等の状況により異なります。ご不明な点がございましたら担当窓口にお問い合わせ下さい。」

2018 年 12 月 15 日（土）

蓮田市精神障害者当事者会「そよ風」